

## 「庄内海岸林再生プロジェクト会議」設置要綱

### (設置の目的)

第1条 松くい虫被害により荒廃した庄内海岸林を健全な姿へ再生し、地域住民の安全安心な暮らしと産業を守るため、多様な主体の協働による次世代に引き継ぐ森づくりを実践することを目的に、庄内海岸林再生プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 プロジェクト会議は、庄内海岸林における次の事項について協議する。

- (1) 二次被害対策に関すること
- (2) 造林による再生の推進に関すること
- (3) 苗木等供給体制の構築に関すること
- (4) 被害材活用の促進に関すること
- (5) 県民活動の推進に関すること
- (6) 県内外からの参画の促進に関すること
- (7) その他の防除対策や森林再生等に関すること

### (組織)

第3条 プロジェクト会議は、設立の趣旨に賛同する別表に掲げる団体等（以下「構成団体」という。）の代表者で構成する。

### (会長)

第4条 プロジェクト会議の会長（以下「会長」という。）は山形県知事があたる。

- 2 会長は、本会議の招集、議事進行を行う。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指定する者がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要と認めるときは、構成団体以外の者を本会議に出席させ、説明又は意見を聴くこと、若しくは協議に参加させることができる。

### (サポーター)

第5条 プロジェクト会議は、設立の趣旨に賛同し、森林整備ボランティア等に自発的に取組む又は活動内容をPR、取組みに対する財政支援を行う企業・団体等を募り、サポーターとして登録するものとする。

### (専門部会)

第6条 プロジェクト会議に森林の再生や公益の森づくりに向けた具体的な取組みの検討及び立案を行うため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 森林再生部会
  - (2) 出羽庄内公益の森づくり部会
- 2 前項に掲げる専門部会の構成は別に定める。

(事務局)

第7条 プロジェクト会議の事務局は、山形県農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内総合支庁産業経済部で構成する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和8年3月27日から施行する。

## 【庄内海岸林再生プロジェクト会議 構成団体】

行政機関	山形県農林水産部	
	山形県県土整備部	
	山形県庄内総合支庁	
	鶴岡市	
	酒田市	
	遊佐町	
	林野庁東北森林管理局庄内森林管理署	
	国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所	
地元関係団体等	庄内海岸のクロマツ林をたたえる会	
	万里の松原に親しむ会	
	飯森山の緑と景観を考える会	
	砂丘地砂防林環境整備推進協議会	
	鶴岡市農業協同組合	
	庄内みどり農業協同組合	
	酒田市袖浦農業協同組合	
	山形県森林組合連合会	
	山形県木材産業協同組合	
	出羽庄内森林組合	
	北庄内森林組合	
	温海町森林組合	
	株式会社渡会電気土木	
	羽越木材協同組合	
	酒田商工会議所	
	鶴岡商工会議所	
	庄内地区商工会広域連携協議会	
	鶴岡市金融協会	
	酒田金融協会	
	農林中央金庫山形支店	
	東日本高速道路株式会社東北支社鶴岡管理事務所	
	東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター	
N T T 東日本株式会社山形支店		
研究機関等	山形大学農学部	
	東北公益文科大学	
	東北農林専門職大学	
	山形県森林研究研修センター	

## 「庄内海岸林再生プロジェクト会議」専門部会設置要領

### (専門部会)

第1条 「庄内海岸林再生プロジェクト会議」(以下「プロジェクト会議」という。)設置要綱(以下「設置要綱」という。)第6条の規定に基づき、次の専門部会を設置する。

- (1) 森林再生部会
- (2) 出羽庄内公益の森づくり部会

### (所管事業)

第2条 各専門部会は、次に掲げる検討及び立案を行う。

- (1) 森林再生部会  
設置要綱第2条第1号から第4号に掲げる事項
- (2) 出羽庄内公益の森づくり部会  
設置要綱第2条第5号から第6号に掲げる事項

### (組織等)

第3条 専門部会は、別表の構成団体をもって組織する。

- 2 専門部会には、必要に応じて構成団体以外の者を参加させることができる。
- 3 専門部会は、個々の課題を解決するため専門チームを設置し、検討を行うことができる。

### (専門部会長)

第4条 専門部会長は、構成団体の互選とする。

- 2 専門部会長は、会議の招集及び議事の進行、本会議へ必要な報告を行う。
- 3 専門部会長は、専門チームのリーダー、構成機関を選定する。

### (事務局)

第5条 専門部会の事務局は、山形県農林水産部森林ノミクス推進課及び庄内総合支庁産業経済部森林整備課で構成する。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は令和8年3月27日から施行する。

## 【森林再生部会 構成団体】

行政機関	山形県農林水産部森林ノミクス推進課	
	山形県庄内総合支庁産業経済部森林整備課	
	鶴岡市	
	酒田市	
	遊佐町	
	林野庁東北森林管理局庄内森林管理署	
	林野庁東北森林管理局朝日庄内森林生態系保全センター	
地元関係団体等	庄内海岸のクロマツ林をたたえる会	
	万里の松原に親しむ会	
	飯森山の緑と景観を考える会	
	砂丘地砂防林環境整備推進協議会	
	鶴岡市農業協同組合	
	庄内みどり農業協同組合	
	酒田市袖浦農業協同組合	
	山形県森林組合連合会	
	山形県木材産業協同組合	
	出羽庄内森林組合	
	北庄内森林組合	
	温海町森林組合	
	農林中央金庫山形支店	
	東日本高速道路株式会社東北支社鶴岡管理事務所	
	東北電力ネットワーク株式会社酒田電力センター	
	N T T東日本株式会社山形支店	
研究機関等	山形大学農学部	
	東北公益文科大学	
	山形県森林研究研修センター	
	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所	

## 【出羽庄内公益の森づくり部会 構成団体】

行政機関	山形県農林水産部森林ノミクス推進課	
	山形県県土整備部庄内空港事務所	
	山形県県土整備部港湾事務所	
	山形県庄内総合支庁産業経済部森林整備課	
	山形県教育局庄内教育事務所	
	鶴岡市	
	酒田市	
	遊佐町	
	林野庁東北森林管理局庄内森林管理署	
	林野庁東北森林管理局朝日庄内森林生態系保全センター	
	国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所	
	地元関係団体等	庄内海岸林のクロマツ林をたたえる会
万里の松原に親しむ会		
飯森山の緑と景観を考える会		
砂丘地砂防林環境整備推進協議会		
鶴岡市農業協同組合		
庄内みどり農業協同組合		
酒田市袖浦農業協同組合		
山形県森林組合連合会		
山形県木材産業協同組合		
出羽庄内森林組合		
北庄内森林組合		
温海町森林組合		
農林中央金庫山形支店		
研究機関等	山形大学農学部	
	東北公益文科大学	